

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

檜葉町内では全国的な少子化により 2005 年の 8,188 人から 2010 年の 7,700 人と 5 年間で 6 % 程度人口が減少し、年齢 3 区分別にみると、年少人口 13.3%、生産年齢人口 60.8%、高齢人口 25.9% で、就業者数 3,595 人を産業別にみると、第一次産業 6.8%、第二次産業 33.8%、第三次産業 59.4% となっていた（国勢調査）。

加えて、東日本大震災の影響により若年層を中心とする労働人口の流出が続き、町内居住率が 5 割近くになったものの、高齢人口の割合は 39.1% となっており、町内の中小企業は深刻な人手不足に直面している。

特に震災後は建設業を中心とする第二次産業における事業再開が比較的早く進んでいるが、中小企業・小規模事業者が多く、深刻な人手不足は震災後に事業を再開した事業者並びに再開の意思を有している事業者にとって大きな懸念材料となっており、労働者に過剰な負担をかけることなく企業の生産性を抜本的に向上させ、人手不足に対応した事業基盤を構築し、事業継続や設備投資に意欲をもたせることが課題となっている。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことにより、中小企業の経営基盤の強化を図り、地域経済の活性化につなげる。これを実現するため、計画期間中に年 3 件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率 3 % 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

檜葉町の産業は、製造業、建設業、農林水産業、サービス業など多岐にわたり、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

檜葉町は南北に工業の集積地域があるが、農林水産業、サービス業等が町内全域に立地しており、それら全ての業種が町の経済を支えていることから、事業者の生産性向上を実現するため、本計画の対象地域は町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

檜葉町内の中小企業は、業種を問わず労働生産性が伸び悩んでおり、各産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市場の拡大等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や企業の役員が暴力団等の反社会的勢力であるもの、反社会的勢力との関係が認められるもの、また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けるといった場合には先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

市町村税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。